

市有財産売買契約書（案）

行田市（以下「甲」という。）と（以下「乙」という。）と
は、次の条項により市有財産の売買契約を締結する。

（信義誠実の義務）

第 1 条 甲および乙は、信義を重んじ、誠実に本契約を履行しなければならない。

（売買物件）

第 2 条 甲は、次に掲げる物件（以下「売買物件」という。）を乙に売り渡し、乙はこれを受け取るものとする。

所 在 地	地 目	地 積（㎡）

2 甲および乙は、表記面積が後日実測によって得られた面積と相違しても互いに異議を申し出ず、また、売買代金の増減を請求しないものとする。

（売買代金）

第 3 条 売買物件の代金は、次のとおりとする。

金 円

（契約保証金）

第 4 条 乙は、契約保証金として金 円を、甲の発行する納入通知書により、契約締結と同時に納入するものとする。

2 前項の契約保証金のうち、金 円は入札保証金より充当する。

3 第 1 項に規定する契約保証金には、利息は付さないものとする。

4 甲は、乙が次条に規定する義務を履行したときは、第 1 項に規定する契約保証金を売買代金に充当するものとする。

5 乙が次条に規定する義務を履行しないときは、第 1 項に規定する契約保証金は、甲に帰属するものとする。乙の責に帰すべき事由により契約が無効又は履行不能となった場合においても、また同様とする。

（売買代金の納付）

第 5 条 乙は売買代金のうち前条第 1 項に定める契約保証金を除いた金 円を甲の発行する納入通知書により、この契約の締結日から 30 日以内に納付しなければならない。

（所有権移転およびその時期）

第 6 条 売買物件の所有権は、売買代金が完納されたときに、甲から乙に移転するものとする。

2 売買物件は、前項の規定によりその所有権が移転したときに、乙に対し現状有姿のまま引渡しがあったものとする。

(所有権の移転登記)

第 7 条 所有権の移転登記は、前条第 1 項の規定により売買物件の所有権が移転した後に、乙の請求により甲が囑託するものとし、乙は、これに必要な書類等を甲に提出するものとする。

2 前項の登記に要する費用は、乙の負担とする。

3 乙は、所有権の移転登記を請求すると同時に当該登記に要する費用を、甲に支払わなければならない。

4 甲は、乙からの当該登記に要する費用の納付を確認した後に、遅滞なく所有権の移転登記を囑託するものとする。

(登記完了証書の交付)

第 8 条 甲は、前条に規定する登記手続が完了した後に、売買物件の登記完了証書を乙に交付するものとする。

(危険負担)

第 9 条 この契約の締結の日から売買物件の引渡しの日までの間において、甲の責めに帰することのできない理由により、売買物件の滅失、き損等の損害を生じたときは、その損害は、乙が負担するものとする。

(契約不適合責任)

第 10 条 乙は、この契約締結後、売買物件に品質、数量の不足その他契約の内容に適合しないことを発見しても、履行の迫完の請求、売買代金の減額の請求、損害賠償の請求及び契約の解除をすることができないものとする。ただし、乙が消費者契約法（平成 12 年法律第 61 号）第 2 条第 1 項に規定する消費者であるときは、第 7 条に定める引渡しの日から 2 年間は、この限りでない。

(境界の疑義)

第 11 条 乙は、この土地の境界について疑義が生じた場合は、自己においてその措置を講ずるものとする。

(用途等の制限)

第 12 条 乙は、この土地を風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和 23 年法律第 122 号）第 2 条第 1 項に定める風俗営業、同条第 5 項に規定する性風俗特殊営業又は同条第 11 項に規定する特定遊興飲食店営業その他これらに類する営業の用に供してはならない。

2 乙は、この土地を暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 2 号に規定する暴力団若しくは法律の規定に基づき公の秩序を害するおそれのある団体等であることが指定されている者の事務所その他これらに類する用途に供してはならない。

3 乙は、この土地を墓地、墓苑及びこれに類する用途に供してはならない。

4 乙は、この土地を公序良俗に反する用途に使用してはならない。

(所有権移転等の制限)

第 13 条 乙は、売買物件又は本契約締結後に売買物件に設置した建物等の物件を、第三者へ譲渡し、又は貸し付ける場合には、前条の用途等の制限を承継させなければならない。

(実地調査等)

第 14 条 甲は、この契約に規定する乙の義務の履行状況について必要があると認めるときは、随時実地に調査し、または所要の報告もしくは資料の提出を求めることができる。この場合において、乙は、甲の調査を拒み、妨げ、もしくは忌避し、または報告もしくは提出を正当な理由なくして怠ってはならない。

(違約金)

第 15 条 乙は、第 12 条および第 13 条に定める義務に違反したときは、第 3 条の代金の 100 分の 30 に相当する金額を違約金として甲に支払わなければならない。

2 乙は、正当な理由なく前条に定める義務に違反したときは、第 3 条の代金の 100 分の 10 に相当する金額を違約金として甲に支払わなければならない。

3 前 2 項の違約金は、第 19 条に定める損害賠償額の予定又はその一部と解釈しない。

(契約の解除)

第 16 条 甲は、乙がこの契約に定める義務を履行しないときは催告をしないで、この契約を解除することができる。

(返還金)

第 17 条 甲は、前条に定める解除権を行使したときは、乙が支払った売買代金を返還する。

2 甲は、解除権を行使したときは、乙の負担した契約の費用は返還しない。

3 甲は、解除権を行使したときは、乙が支払った違約金及び乙がこの土地に支出した必要費、有益費その他一切の費用は返還しない。

(原状回復)

第 18 条 甲が第 16 条の規定によりこの契約を解除したときは、乙は、自己の費用と責任において、売買物件を原状に回復し、甲の指定する期日までに返還しなければならない。ただし、甲が原状に回復することを必要としないと認めるときは、この限りではない。

(損害賠償)

第 19 条 甲は、乙が本契約に定める義務を履行しないために損害をうけたときは、その損害の賠償を請求できる。

(返還金の相殺)

第 20 条 甲は、第 17 条第 1 項の規定により売買代金を返還する場合において、乙が前条に定める損害賠償金を甲に支払うべき義務があるときは、返還する売買代金の全部又は一部と相殺する。

(契約の費用)

第 21 条 この契約の締結に要する費用は、乙の負担とする。

(疑義の決定等)

第 22 条 この契約に定めのない事項又はこの契約に関し疑義を生じた事項については、甲乙協議の上、これを決定するものとする。

(管轄裁判所)

第 23 条 この契約から生じる一切の法律関係に基づく訴えについては、甲の所在地を管轄する地方裁判所を管轄裁判所とする。

甲と乙とは、本書 2 通を作成し、それぞれ記名押印のうえ、それぞれ 1 通を保有する。

令和 年 月 日

甲 埼玉県行田市本丸 2 番 5 号
行田市
行田市長 行田 邦子 印

乙 住所 (所在地)
氏名 印